

三重県入学金補助のお手続きについて

2021年度新1年生用

制度の概要

ご家庭の教育費負担軽減を図るため、三重県が入学金の半額を補助する制度です。
補助を受けるためには、申請が必要です。

補助の対象となるのは

保護者等の令和2年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が年額85,500円未満の方が該当します。

令和2年度の課税額は令和元年(平成31年1月～令和元年12月)の収入をもとに算出されます。

- * 保護者等とは原則、親権者(両親の場合は2名)です。
- * 年収目安は「両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合」の目安です。

	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額	計
親権者A	円	円	円
親権者B	円	円	

↑ 85,500円未満であれば該当

申請に必要な書類

①入学金軽減申請書(様式A-2) …学校ホームページよりダウンロードしてください。

※ダウンロードや印刷ができない方は、事務所窓口まで書類を取りに来てください。

②保護者等(両親の場合は2名)の課税額等を証明する以下のアまたはイの書類

ア. 生活保護法による保護受給証明書

イ. 令和2年度 課税証明書・非課税証明書

お住まいの市町村役場・行政センター等で発行できます(発行手数料がかかります)。

世帯で取得する場合、ホチキスははずさず全員分を提出してください。

補助額および補助方法

三重県より決定がございましたら、入学金の半額(22,500円)を授業料等生徒納付金口座に振り込みます。

提出期限

令和3年5月26日(水)までに窓口持参または郵送にて提出

※書類が整い次第、お早めにご提出ください。

※期日までに提出がない場合は、申請しないものとして取り扱います。

お問い合わせ・書類提出先

〒514-0114 津市一身田町2843

高田高等学校 事務部会計課 TEL 059-232-2004

(窓口受付時間 平日8:30~16:30)

※親権者の失業や倒産(意志に基づかないものに限る。自己都合による退職(退職勧奨も含む)は非該当)により授業料の納付が困難となった方は、個別にご相談ください。